

# 建築物の新築届

(住居番号付定)

令和 年 月 日

神戸市 区長 様

住 所

氏 名

連絡先

次のとおり建築物を新築したので、神戸市住居表示条例第3条  
第1項の規定により届け出ます。

記

氏名又は名称					
建 築 物	所 在 地	神戸市 区			
	構 造	木造・鉄筋・耐火・プレハブ・その他( ) 階建			
	用 途	住居・事務所・店舗・事業所・その他( )			
	完成(予定)	令和 年 月 日			
建 築 物 の 位 置 図	建築物の主たる出入口の位置及び主たる出入口から道路への通路をわかりやすく記入してください。				
新住所(住居番号)	神戸市	区	町通	丁目	番 号
	課 長	係 長	係	台 帳	通 知

## 住所は住居番号で

- ◎ 市街地区域の大部分は、住所を表わす方法が従来の「地番」から「住居番号」に切り替っております。
- ◎ 新築される場所が、住居表示制度の実施済区域の場合、住所はその地域を管轄する区役所まちづくり課・北神区役所市民課または支所総務係で決定します。実施されていない区域の場合は、土地地番で住所を表して下さい。
- ◎ この「建築物の新築届」を区役所まちづくり課・北神区役所市民課または支所総務係へ提出してください。新しい住所をお知らせします。  
「位置図」「配置図(1階平面図)」を添付してください。(その他、地籍測量図等を求めることがあります。)
- ◎ 区役所への転入手続をはじめ、その他あらゆる住所の通知は、お知らせした住所を使ってください。

(注) 住居表示制度が実施済の地域の住所を「地番」で届けられると住居表示制度上の住所に訂正をしていただく必要がありますのでご注意ください。

※ 現在、まだ住居表示制度が実施されていない地域もありますので、詳しくは、それぞれの区役所まちづくり課・北神区役所市民課または支所総務係へお問い合わせください。

東灘区役所	☎841-4131	〒658-8570	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
灘区役所	☎843-7001	〒657-8570	〃 灘区桜口町4丁目2番1号
中央区役所	☎232-4411	〒651-8570	〃 中央区雲井通5丁目1番1号
兵庫区役所	☎511-2111	〒652-8570	〃 兵庫区荒田町1丁目21番1号
北区役所	☎593-1111	〒651-1195	〃 北区鈴蘭台北町1丁目9番1号
北神区役所	☎981-5377	〒651-1302	〃 北区藤原台中町1丁目2番1号
長田区役所	☎579-2311	〒653-8570	〃 長田区北町3丁目4番地の3
須磨区役所	☎731-4341	〒654-8570	〃 須磨区大黒町4丁目1番1号
須磨区役所北須磨支所	☎793-1212	〒654-0195	〃 須磨区中落合2丁目2番5号
垂水区役所	☎708-5151	〒655-8570	〃 垂水区日向1丁目5番1号
西区役所	☎929-0001	〒651-2195	〃 西区玉津町小山字川端180番地の3